

平成28年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成29年2月

北本市

平成 28 年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例（平成 18 年 7 月 1 日施行）に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第 1 部・第 2 部構成からなる報告書です。

第 1 部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第 2 部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、平成 27 年度における第四次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

目 次

第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の進行	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の比率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等感	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 社会の男女平等で重要なこと	8

第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第四次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	10
2 男女共同参画への配慮	12
(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック	12
3 第四次北本市男女行動計画の事業の推進状況	12
(1) 評価	12
(2) 事業実施状況	16
1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり	
2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり	
3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	
4 男女共同参画推進の体制づくり	
5 あらゆる暴力の根絶	

資 料	39
-----	----

第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

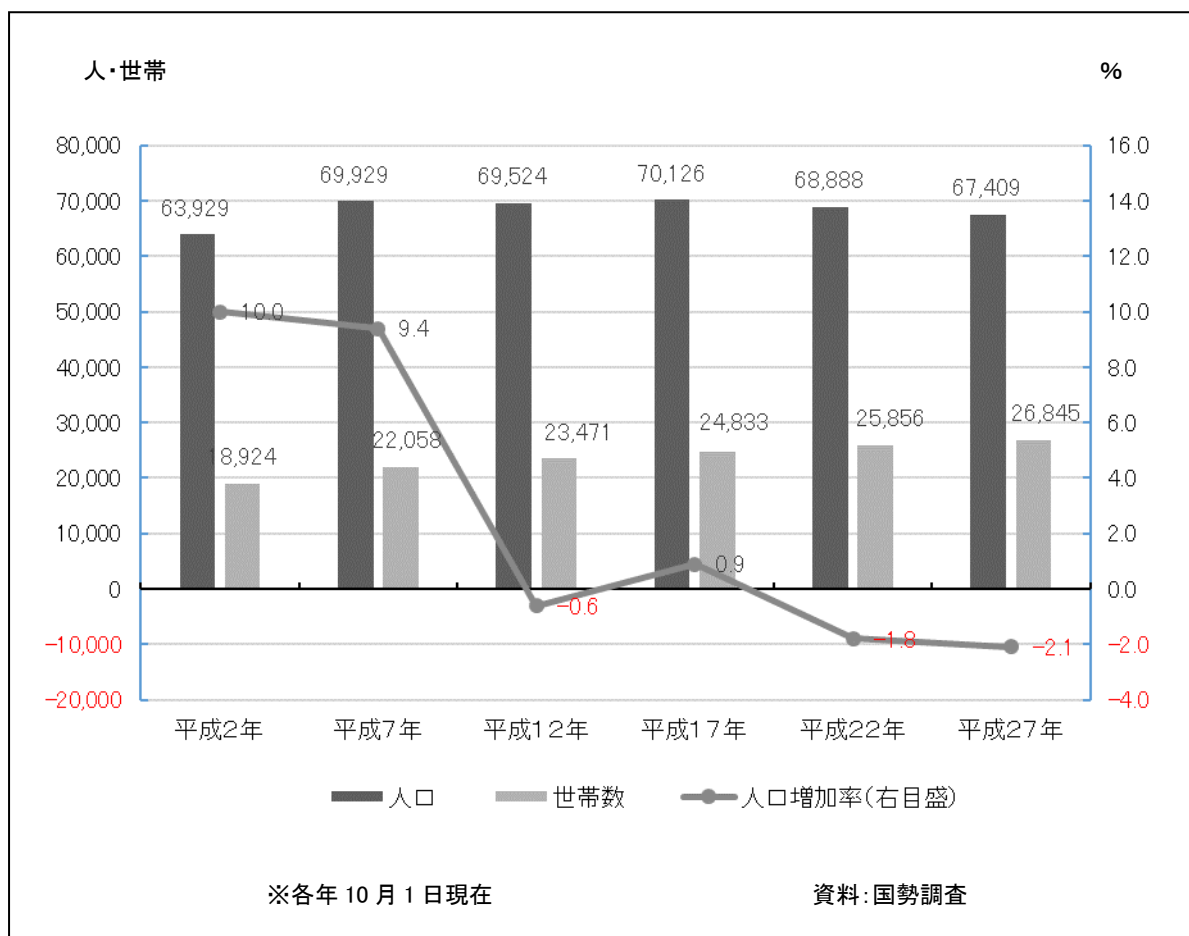
1 社会環境の状況

(1) 人口の推移

国勢調査によると、平成27年10月1日現在の北本市の人口は67,409人、世帯数は26,845世帯で、一世帯あたりの人員は2.5人となっています。

平成7年までは、人口増加率10%前後と人口が増加傾向にありましたが、その後、横ばいとなり、平成17年以降は微減が続いています。一方、世帯数は増加しています。

本市の人口・世帯数の推移

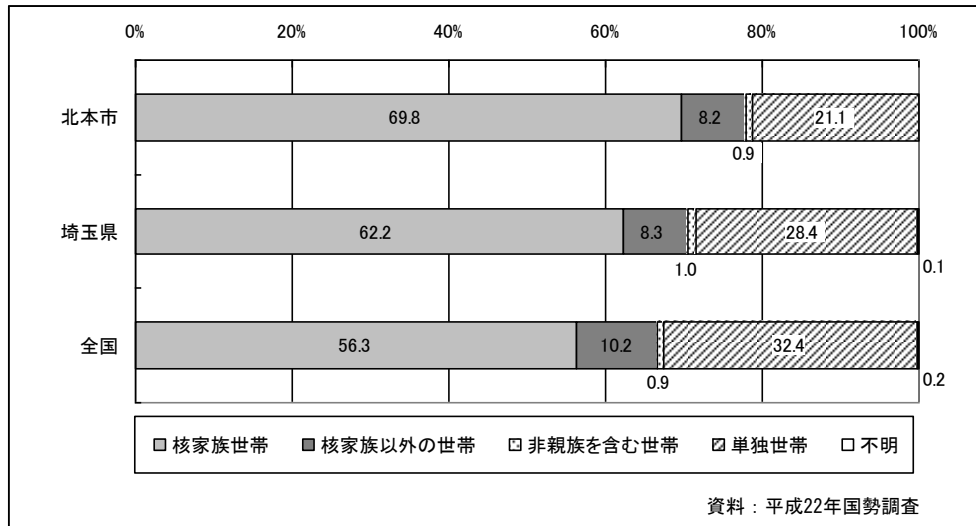


(2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が 69.8%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は 21.1%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（平成22年）



本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「その他の親族世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、「父子世帯」、「母子世帯」とも比率は横ばいまたは微増しており、世帯数では増加傾向にあります。

本市の一般世帯数の推移

		核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計	
		平成22年	世帯数	18,035	2,128	220	5,464	421	66
	平成22年	構成比 (%)	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0
平成17年	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389	58	24,819	
	平成17年	構成比 (%)	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0
平成12年	世帯数	17,161	2,458	79	3,756	259	53	23,454	
	平成12年	構成比 (%)	73.2	10.5	0.3	16.0	1.1	0.2	100.0

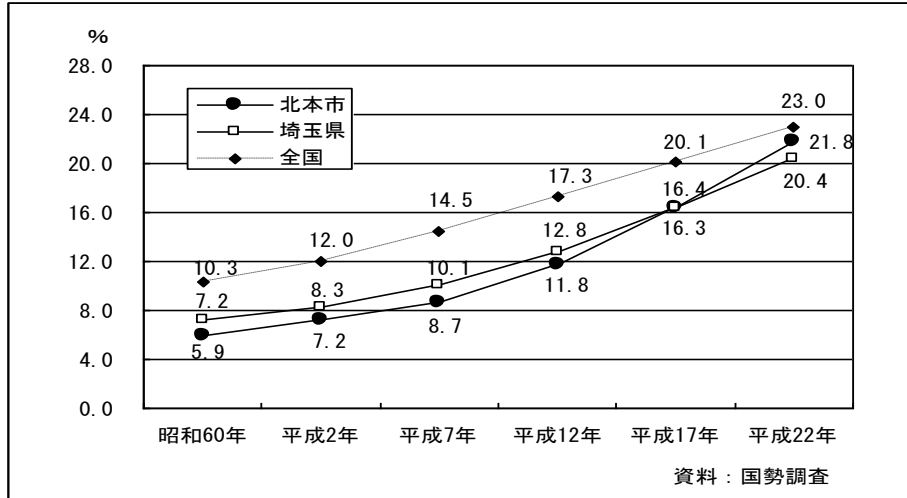
※一般世帯数・・・世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

※非親族世帯・・・2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

(3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。

高齢化率の推移



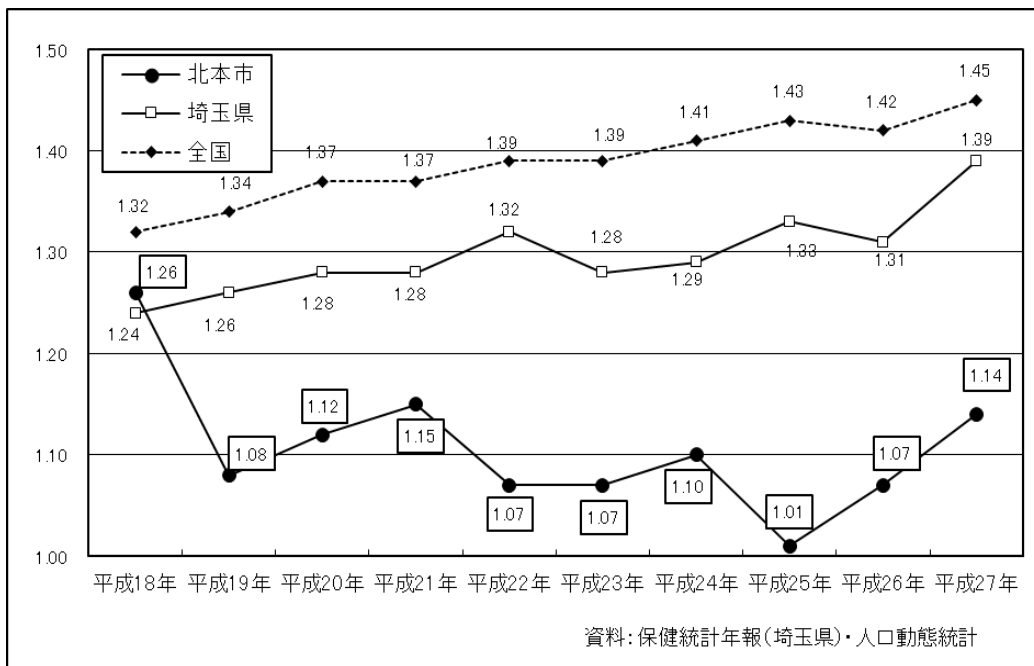
※高齢化率・・・65歳以上の人口が全人口に占める割合

(4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

本市は平成25年以降増加傾向にあり、少しずつではありますが、全国・県との差が縮小しています。

合計特殊出生率の推移

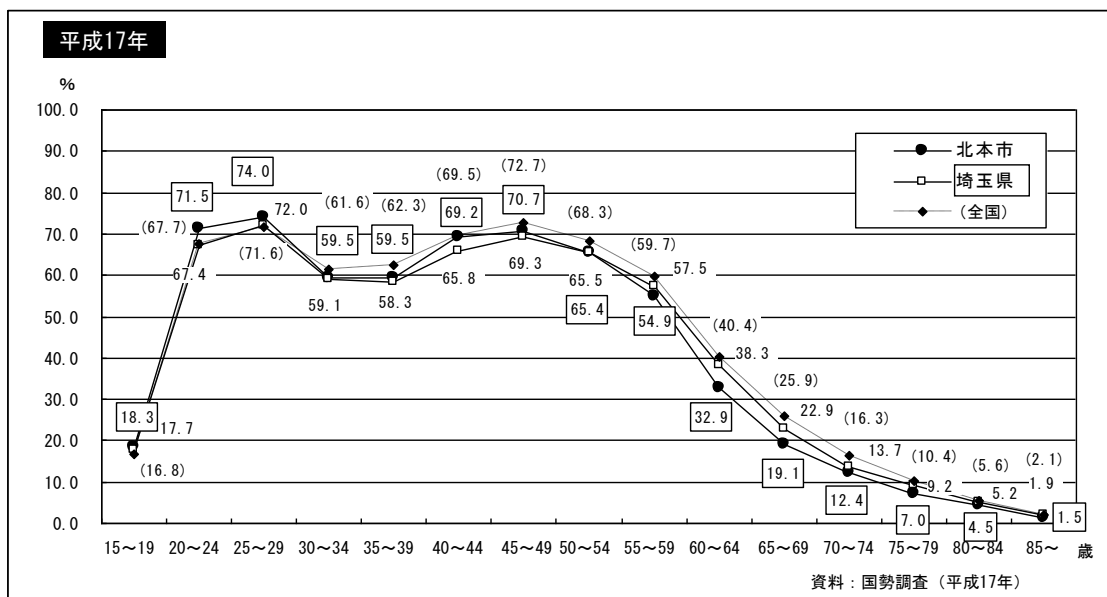
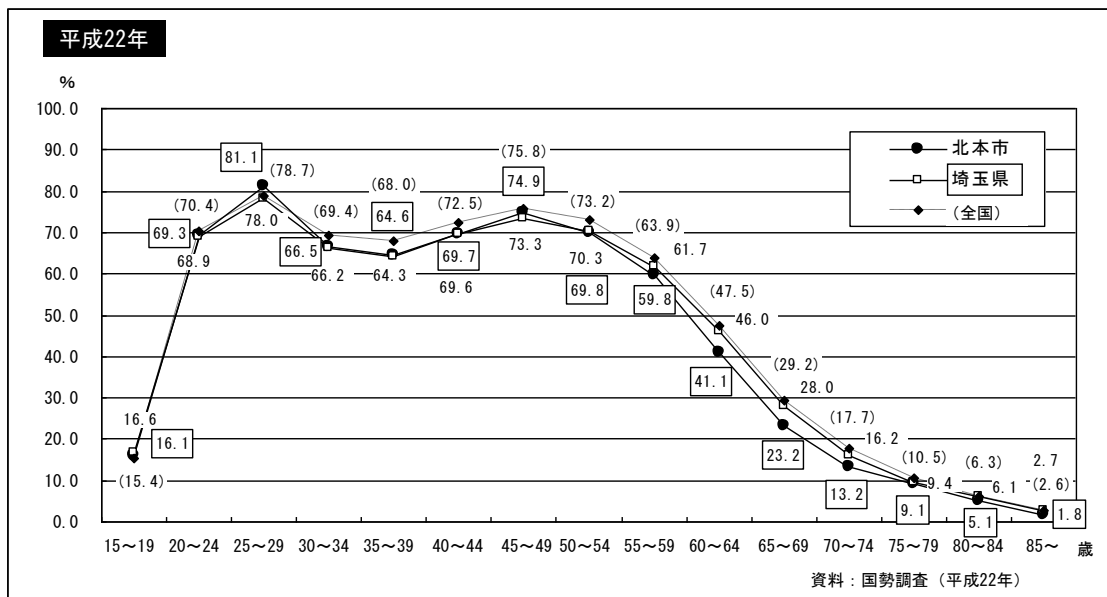


(5) 女性の年齢別労働力率

日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる30歳代の年代で最も落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の場合をみると、平成22年の30～34歳の女性の労働力率は66.2%、35～39歳の労働力率は64.3%となっており、埼玉県と同程度となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成17年より平成22年で労働力率が上がっています。

女性の年齢別労働力率



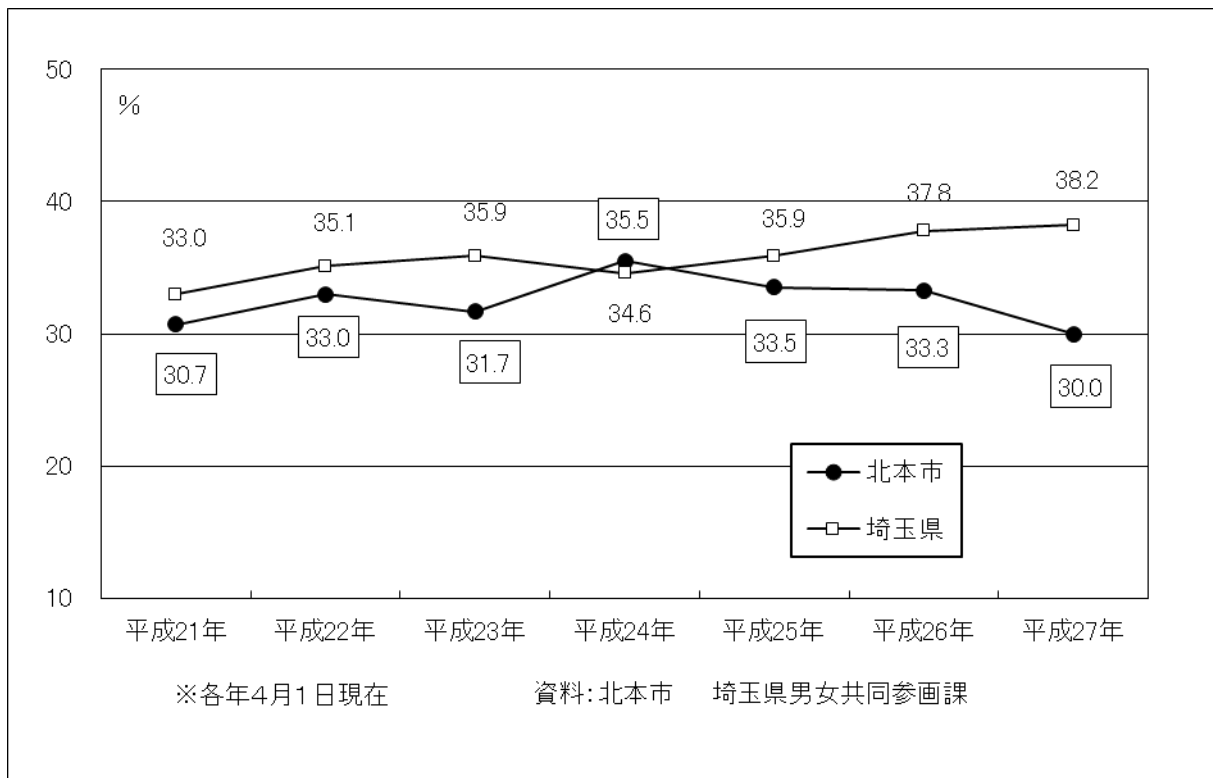
(6) 審議会等の委員における女性の比率

政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条第3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成24年に35.5%まで伸びたものの、その後減少し続け、平成27年は30.0%でした。女性の比率の数値目標40.0%の達成期限は平成27年度でしたが、達成することができませんでした。

審議会等の委員における女性比率推移



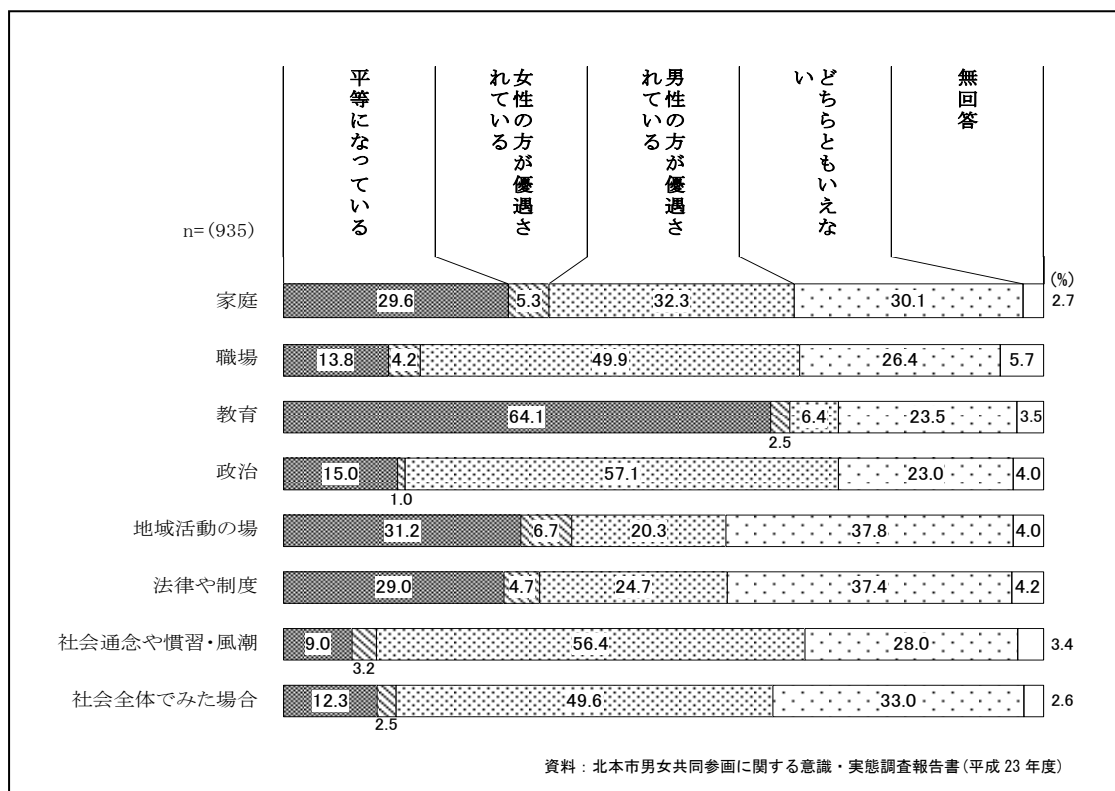
2 男女共同参画に関する意識

(1) 男女平等観

様々な分野における男女平等観については、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が64.1%と、過半数を超えています。

しかしながら、【政治】や【社会通念や慣習・風潮】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】、【社会全体でみた場合】では50%に近い高い割合となっています。

男女平等観（時系列比較）

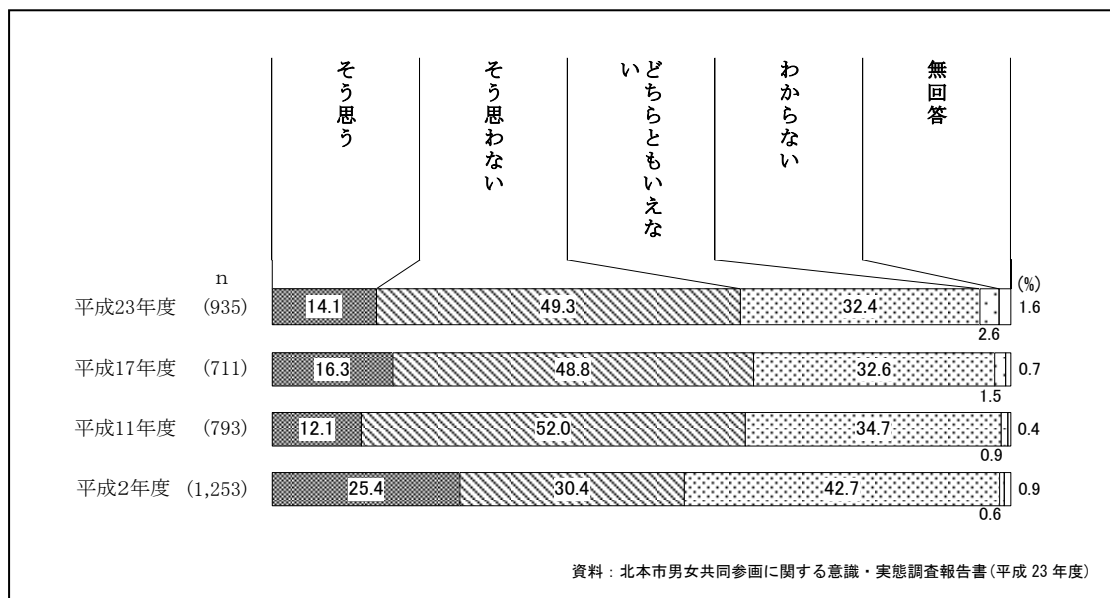


(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(49.3%)が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は14.1%となっています。

前回調査(平成17年度、48.8%)と比較すると、「そう思わない」は0.5ポイントしか増加していませんが、平成2年度調査(30.4%)と比較すると、18.9ポイントも増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成17年度、16.3%)から2.2ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

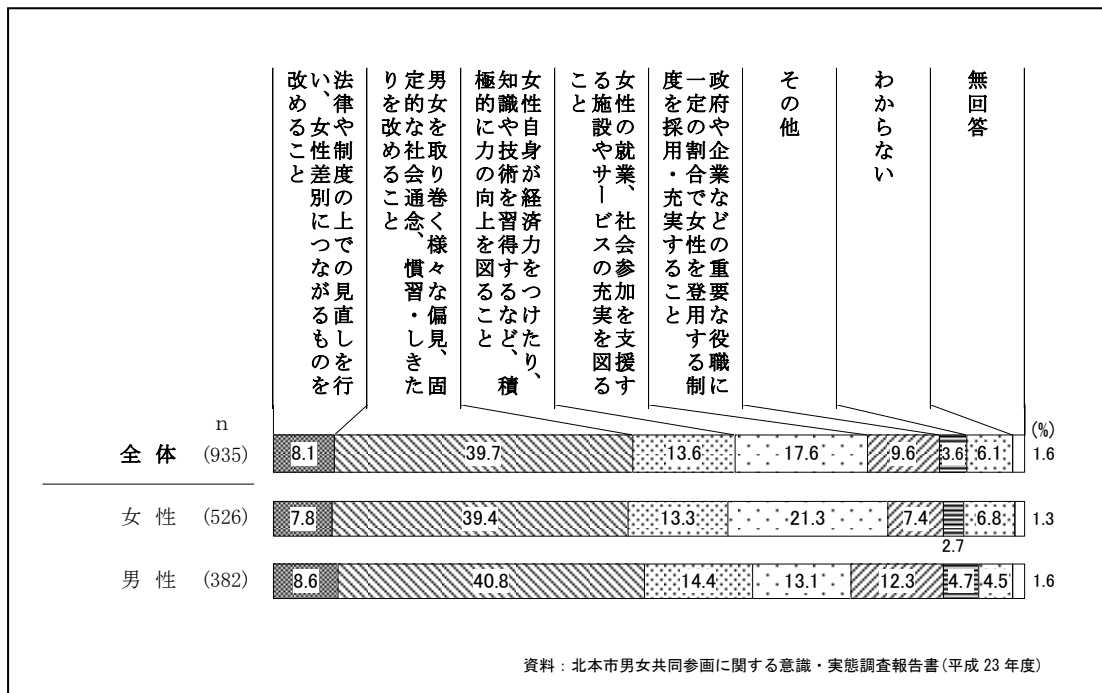


(3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」(39.7%)で約4割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が8.2ポイント高くなっています。

社会の男女平等で重要なこと



第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第四次北本市男女行動計画の推進

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成25年から平成29年までの5年間とします。

(2) 計画の概要

基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

- 1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり
あらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、さらなる男女共同参画社会実現に向けての取り組みを推進します。
- 2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり
社会のあらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を発揮し、積極的に参画する社会にするため、家庭のほかにも働く場、地域社会での活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
- 3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
市民が住み慣れた地域で安心して生涯を送れるような体制づくりを推進します。
- 4 男女共同参画推進の体制づくり
社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、国、県、市と市民、事業者及び民間団体等が、それぞれの立場から主体的に取り組むとともに、互いに連携して施策を展開していきます。
- 5 あらゆる暴力の根絶
あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広げ、暴力の根絶に向け、意識啓発を推進します。また、被害者の保護・支援のため、相談体制の充実を図り、自立のための支援体制の整備を進めます。

(3) 施策体制

基本目標	基本的な課題
1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり	1 性別による固定的な役割分担意識の解消 2 男女共同参画の視点に立った学習・教育の推進 3 人権を尊重する意識啓発
2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり	1 いきいきと働くための環境づくり 2 地域社会における男女共同参画の推進 3 防災・防犯分野における男女共同参画の推進
3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	1 生涯を通じた健康づくりへの支援 2 子育て支援の充実 3 安心して暮らすための体制づくり
4 男女共同参画推進の体制づくり	1 政策・意思決定過程における男女共同参画の推進 2 計画の総合的な推進体制の充実 3 国・県・市民・事業者等との協働
5 あらゆる暴力の根絶	1 暴力の根絶のための意識啓発 2 相談体制の充実 3 暴力被害者の保護・支援

施策の方向性

- ① 男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ② 男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の充実
- ③ 男性にとっての男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- ② 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

- ① 人権尊重意識の高揚
- ② 生命と性の尊重の意識づくり

- ① 経済分野における女性の活動支援
- ② 職場における男女共同参画の推進
- ③ 多様な働き方のための環境整備
- ④ 農業・商工業に従事する女性への支援
- ⑤ 仕事と家庭生活の両立支援

- ① 地域社会における男女共同参画の推進
- ② 市民・事業者・各種団体との協働の推進
- ③ 国際的な視野をもった男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った防災対策
- ② 男女共同参画の視点に立った防犯対策

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
- ② ライフステージにあわせた健康づくり支援

- ① 男女がともに取り組む子育ての促進
- ② 地域で支える子育て環境の充実

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 高齢者と介護への支援
- ③ 障がい者への支援

- ① 審議会・委員会等への女性の参画促進
- ② 庁内における男女共同参画の推進

- ① 庁内推進体制の充実
- ② 計画の進行管理
- ③ 調査研究・情報の収集と提供

- ① 国・県・市民・事業者等との協働

- ① 意識啓発・広報の充実
- ② 地域における暴力防止対策の推進

- ① 総合相談窓口の充実
- ② 相談体制の充実

- ① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- ② 被害者の自立支援

2 男女共同参画への配慮

(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック

第四次北本市男女行動計画の施策体系に沿って、平成27年度に実施した事業について、男女共同参画の視点からの配慮を行ったか以下のポイントで各課がチェックしました。

男女共同参画配慮度チェックポイント	事業数
① 事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。	92
② 女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。	86
③ 男女それぞれに事業の効果があつた。	85

3 第四次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第四次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の、平成27年度の実施状況は以下のとおりです。

(1) 評価

第四次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき、各課が事業の進捗状況の評価しています。

評価基準

- A…目的を概ね達成している
- B…目標に向けて成果をあげている
- C…施策・事業が動き始めている
- D…未実施
- E…終了

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	16	23	3	1	0	43
総事業数に占める割合	37%	53%	7%	2%	0%	100%

主な事業として啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、生涯学習の推進、人権意識の高揚のための事業の開催等を実施しています。

広報紙による広く一般への啓発、公民館講座等での生涯にわたる啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事

業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

北本市男性職員初の育児休業取得者が出ました。男性の育児休業取得者が続くよう、男性自身の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

また、人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、人権意識の高揚を図っています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

基本目標2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	15	22	8	1	0	46
総事業数に占める割合	33%	48%	17%	2%	0%	100%

主な事業として、女性の就労継続を支援するための子育て支援や、防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では「より良い職場環境づくりに役立つ知識を習得する講座」と題し、職場における男女共同参画の推進を図りました。

子育てと仕事の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業を実施し、働く女性を支援しています。また、両立しやすい働き方を実現するために、女性のキャリアアップをテーマとしたセミナーを開催しました。

防災分野において、女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画の中に、女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、子育て支援や労働環境整備のための支援等を継続して行っていきます。

基本目標3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	14	27	2	0	0	43
総事業数に占める割合	33%	63%	5%	0%	0%	100%

主な事業として、生涯を通じた健康づくりのための事業、子育て支援、ひとり親家庭・高齢者・障がい者が地域で暮らすための支援等を実施しています。

各種健康診査や運動教室を開催し、ライフステージに合わせた女性の健康づくりを支援しています。

子育て支援では、子育てへの男性の積極的な参加を促すとともに、地域で子育てを支えていくための事業や育児相談・教育相談等の支援事業に取り組みました。

ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭の父又は母が就職に有利な資格を取得するため修学している間、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ることによって、就労を支援しています。

高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすために、権利擁護の支援や相談事業等を実施しています。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取り組みが必要です。

基本目標 4 男女共同参画推進の体制づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	10	2	4	0	0	16
総事業数に占める割合	62.5%	12.5%	25%	0%	0%	100%

主な事業として、女性の政策・意思決定過程への参画促進や男女共同参画審議会の運営、男女共同参画に関する情報の収集と提供等を実施しています。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合に40%という目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標を達成することはできませんでした。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進めます。

計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書としてとりまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。また、市ホームページにて、年次報告書を公開しています。

基本目標5 あらゆる暴力の根絶

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	15	4	0	2	0	21
総事業数に 占める割合	71%	19%	0%	10%	0%	100%

主な事業として、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年ではDV被害者の相談内容が複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多くなっており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワークが重要となっています。被害者に対し、庁内各課が連携して適切に保護・支援にあたりました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を実施し、相談体制の充実を図っています。

暴力は、重大な人権侵害です。決して許されるものではないとの認識を広げ、暴力の根絶に向けて、全職員の名札にパープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボルマーク）を貼付し、また、県と共催でパープルリボンをモチーフにしたタペストリーを作製しました。

多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするため、さらに啓発を行っていきます。

(2) 事業実施状況

1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり

1-1 性別による固定的な役割分担意識の解消

1-1-① 男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、職員の意識啓発を行う。	職員研修を通じて、男女共同参画の意識啓発を行った。 北本市行政刊行物等の表現の手引き「見直そう表現方法～ジェンダーフリーの視点から～」の内容の見直し	C	○	○		協働推進課
広報紙やホームページ等による情報提供と啓発	広報紙やホームページ等を利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	ホームページに、「シンフォニー」及び「男女共同参画の推進に関する年次報告書」を掲載した。また随時、男女共同参画に関する情報を掲載した。	A	○	○	○	協働推進課
家庭・事業所・地域への広報・啓発	「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	第22号を平成28年3月に発行。A4版8ページ。25,000部作成し、広報3月号とともに、全戸配布した。編集委員3人 編集委員の確保、編集委員の男女比率	A	○		○	協働推進課
	男女共同参画推進パネル展の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	6月9日～6月16日、庁舎ホールで開催した。延べ来場者数は60人 来場者数の増加	A	○	○	○	協働推進課
講座・セミナーの開催	男女共生塾の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座はWith Youさいたままで開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。	平成28年3月5日、庁舎ホールで開催した。 テーマ「北本子育てママ発！このまちで学ぼう！地域のかでステップアップ～災害時に命を守る能力(ちから)～」 参加者49人 初めて市内で活動している団体と共催。開催日を土曜日とした。多くの方に参加してもらうことができた。	A	○	○	○	協働推進課
表彰制度の整備	表彰制度の整備	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等を表彰する制度の整備について検討する。	市の善行表彰の中に男女共同参画の推進を加える形で、検討中である。	C				協働推進課

1-1-② 男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する法令、条例の周知	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	パネル展・男女共同参画コーナー・ホームページ・広報紙を通じて、北本市男女共同参画推進条例の周知を図った。	A	○	○		協働推進課
男女共同参画に関する相談体制の充実	女性相談	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による女性相談を36回実施。相談件数66件	A	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

1-1-③男性にとっての男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男性に対する意識啓発	男性に向けての男女共同参画の啓発	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女共同参画についての啓発を行う。	情報紙「シンフォニー」で、男性のワーク・ライフ・バランスについて特集した。	A	○			協働推進課
家事・育児・介護、地域活動への参画促進	家事・育児・介護、地域活動への参画促進	広報や啓発紙を通じて、男性の家事・育児・介護、地域活動への参加についての情報を提供し、参画促進を図る。	情報紙「シンフォニー」で、男性のワーク・ライフ・バランスについて特集した。子どもとの遊び場や地域活動についての情報を提供した。	A	○		○	協働推進課
育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	育児休業を取得した職員1人、子育てに係る休暇(出産休暇・子の看護休暇等)を取得している職員6人	B	○		○	総務課
	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	国、県等から送付されるリーフレットの配備。	C	○	○	○	産業観光課

1-2 男女共同参画の視点に立った学習・教育の推進

1-2-①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
父親教室・母親教室の充実	マタニティセミナー パパのためのお風呂の入れ方講習会	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。	マタニティセミナー 前期4回実施 27人。後期6回実施 43人。 パパのためのお風呂の入れ方講習会 4回実施 60人。 利用者拡大のため、妊娠届出時にアンケートによるニーズ調査を実施。	B	○	○	○	健康づくり課
広報紙やホームページ等を通じての家庭教育情報の提供	広報紙やホームページを通じての家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	国や県等からの依頼に基づき、広報紙やホームページを通して情報の提供を行うが、平成27年度は実施していない。対象者にあった情報提供の仕方を検討する。また、啓発活動を工夫する。	D				生涯学習課
PTA家庭教育学級の充実	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味等の身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	市内の各小・中学校のPTAが自主的に家庭教育学級の企画・運営を行った。休日に実施したり、おやじの会との合同開催などを企画したりすることにより、父親の参加も増えてきた。男女共同参画そのものをテーマに取り上げた家庭教育学級は実施されていない。今後も、開催日や内容に工夫を凝らすとともに、男性も参加しやすい家庭教育学級を企画する。	B		○		生涯学習課
幼稚園家庭教育学級の充実	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	市内の幼稚園の園児の父親と母親が協力して子育てをしていくための支援として、家庭教育学級を実施している。平成27年度は「助長・父性と母性」というテーマで講演が行われた。今までを振り返り、子育てに自信が持てたり、安心感を覚えたり、課題を考えたりすることができた。参加者数13人。 家庭における育児を父親と母親が協力して行えるヒントを与えていく。	B		○		生涯学習課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
保育所親支援事業の充実	保育所親支援事業の充実	子の育ちや子への関わりを学び、親としての自覚と自信を高め、家庭での養育力向上を図るため、保護者の保育参加を進める。	スマイル保育園と緑の詩保育園において保育士体験を実施しているほか、他園においても保育参加や夏祭り参加など保育参加事業を実施している。事業への父親の参加率が低く、いかに父親参加数を増加させるかが課題となっている。	A	○		○	こども課

1-2-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女平等教育の推進	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小・中学校段階における男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒に対して、男女平等の見地に立った正しい人権意識の啓発を、年間の指導計画に従って、各教科領域の授業や学校行事等を通して実施した。その結果として、児童生徒の中に、男女平等の意識が高まり、学校生活の中にも行動として表れた。発達段階に応じた指導について、中学校区での教員間の共通理解を深めていく。	B	○		○	学校教育課
キャリア教育・進路指導の充実	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基礎づくりを進める。	各学校の教育計画にキャリア教育の目標達成に向けての「社会科などの各教科」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」「学校行事」などについての計画を示し、実施している。特に中学校における職場体験事業は、第2学年において、3日間の体験を通し、働くことの意義を学びながら、男女がお互いを尊敬し助け合って構築していく社会を肌で感じることができた。発達段階に合わせた継続的な指導方法の工夫が必要である。キャリア教育推進委員会で、各学校の取組を参考に、共通理解をさらに高める必要がある。	A	○	○	○	学校教育課
男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進	男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進	学校教育の中で、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基礎づくりを進める。	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないこと、さらに指人時に男女分け隔てなく、「さん」付けて呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育むことができた。今後も男女平等の理念を推進する教育の一層の充実が求められる。	B	○	○	○	学校教育課
教職員研修の充実	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	定期的、また臨時に行う教職員研修の内容として「男女共同参画」に関する内容を取り上げ、児童生徒を適切に指導する教職員自らが男女平等に関する感覚を正しく身につけることができた。大量退職とそれに伴う新採用教員の増加にともない、教職員研修をより一層の充実が必要である。	B	○	○	○	学校教育課
保護者への啓発の充実	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	小・中学校での男女平等に関する取組を、学校だよりやホームページを通して伝えた。また学校行事などで保護者への依頼や啓発を行った。保護者への啓発状況を確認することが難しい。	B	○	○	○	学校教育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

1-2-③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する各種講座の開催	大学公開講座の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味等の身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	東洋大学公開講座では、太宰治を取り上げた。全1回講座。筑波大学公開講座では、医学、労働、映画、文化の4講座を実施した。東洋大学が58人、筑波大学が延べ132人受講した。受講者の高齢化、固定化が進んでいる。動員をかけたも昨年ほど集まらなかった。	B		○		生涯学習課
	考人学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味等の身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	開催回数14回。延べ参加人数1,057人。高齢者に対し、学習機会を提供している。回数、人数とも昨年より増加している。男性2割程度。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
	けやき学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目標とし、生涯を通じた健康づくりと心の安定のため、様々な講座、趣味を通じた仲間づくりと生きがいづくりを促進する。	開催回数10回。延べ参加人数416人。高齢者に対して学習機会を提供している。昨年より多い参加者が増えた。女性の受講者が多く、男性の受講者が少ない。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
	東部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	開催回数5回。延べ参加人数141人。高齢者に対し学習機会を提供している。昨年より少し参加者が増えた。男性受講者2割程度。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
	東部女性学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、女性の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	開催回数5回。延べ参加人数129人。女性に対し学習機会を提供している。昨年並みの参加人数であった。60歳代の人が主流で、若い人はほとんどいない。若い人の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
	西部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	開催回数11回。延べ参加人数422人。高齢者に対し学習機会を提供している。昨年に比べて参加者が増えている。男性1に対して、女性3の割合。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
	北部生涯学級の開催	高齢者に学習する機会を提供し、学びながら仲間づくりと知識の向上を図る。	開催回数6回。延べ参加人数156人。高齢者に対し学習機会を提供している。昨年と比べ回数が1回増えているので、参加人数は昨年並みである。男女がほぼ半々。バランスが取れている。	B		○		生涯学習課
	はなみずき学級の開催	高齢化社会を迎え、健康・趣味・調理等の学習機会の場を提供し、生きがいや仲間づくりを図る。	開催回数12回。延べ参加人数271人。高齢者に対し、学習機会を提供している。回数は増えたが受講者は増えていない。男性が1割未満。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
	みずの輪学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることを目指す。市民参加型の学級とし、協力しながら企画立案を進める。	開催回数9回。延べ参加人数257人。高齢者に対し、学習機会を提供している。昨年に比べて人数が少し増えている。男性1割程度。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する各種講座の開催	えのき学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることを目指す。また、地域での男女共同参画を推進する。	開催回数9回。延べ参加人数246人。高齢者に対し学習機会を提供している。参加者は、昨年並みであった。男性2割程度。男性の参加を増やす工夫が必要。	B		○		生涯学習課
生涯学習サークルガイドの発行	生涯学習サークルガイドの発行	各種サークルの活動内容等を取りまとめたガイドを発行し、生涯学習に対するきっかけづくりや生きがいづくり等を目的に啓発活動を推進する。自らの意思で自分にあった学習機会を探すことにより、個人のニーズに応じた学びの場を提供するとともに、学習活動を通して、自らの能力開発や地域活動への支援等を進め、地域社会への女性の参画を促進する。	サークルの活動情報、募集情報、公民館の利用情報などを掲載し、850部作成した。生涯学習の情報を必要とする人に、部分的ではあるが情報を提供することができた。	B		○		生涯学習課
男女共同参画意識の啓発	ホームページを利用した意識啓発	(再掲 1-1-1)						協働推進課
	啓発紙「シンフォニー」の発行	(再掲 1-1-1)						協働推進課
	男女共生塾の開催	(再掲 1-1-1)						協働推進課
広報紙やホームページ等を通じての学習情報の提供	広報紙やホームページ等を通じての学習情報の提供	国・県等の講演会やセミナー等の事業について、情報提供を行う。	内閣府や県男女共同参画推進センターの講演会や講座について、男女共同参画コーナーにて随時情報提供を行った。	A	○			協働推進課

1-3 人権を尊重する意識啓発

1-3-①人権尊重意識の高揚

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
広報紙やホームページ等を利用しての意識啓発	同和問題に関する啓発チラシの作成	部落差別の完全解消と、基本的人権尊重のための意識啓発を行う。	8月の人権尊重社会を目指す県民運動強調月間にあわせ、啓発チラシを全戸配布。内容は人権問題全般に関すること。	A	○		○	協働推進課
人権に関する啓発資料の発行	人権作文集「じんけん」の発行	市内の小・中学校の人権作文をもとに、人権作文集「じんけん」を作成し、市内の全小中学生及び各公共施設に配布し、広く人権意識の高揚を図る。	人権作文集「じんけん」を作成し、市内全小中学生および各公共施設に配布した。6200部発行。	B	○	○		生涯学習課
人権問題に関する講座等の開催	人権を守る市民の集いの開催	市民の人権意識の高揚と人権尊重の心を育て、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害をなくし、明るい地域社会を築く。	12月6日、中学生による人権作文の朗読とピーター・フランクルさんによる講演会を開催。入場者165人(前年度159人)。参加者の確保が課題	A	○	○	○	協働推進課
	人権講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上を目指す。	生涯学習人権講座研修会として「同和問題」「障がいのある人の人権」「女性の人権」「子どもの人権」を課題として専門の講師による研修会を4回実施した。参加者数は延べ162人であった。関心を持って参加していただけるテーマを設定する。	B		○		生涯学習課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
人権問題に関する講座等の開催	同和問題に関する講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的な人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上を目指す。	生涯学習人権講座において「同和問題」についての講演を専門の講師に行ってもらった。「差別」や「人権」について改めて考えるよい機会になった。参加者は44人。同和問題を身近な問題として考えるきっかけとなるように、講座を開催する。	B		○		生涯学習課
学校での人権教育の推進	学校での人権・同和教育の推進	学校において、人権問題、同和問題の意識啓発・活動を行って人権問題の意識の高揚に努める。各学校の人権・同和教育推進のためのリーダーを育成する。また、各学校の人権・同和教育推進に係る情報交換を実施し、学校人権・同和教育のレベルアップを図る。同和問題、人権問題に対する教職員の意識を高め、より質の高い教育指導を推進するための方策を検討する。	各学校において、人権問題、同和問題に関する教職員研修を計画的に実施するとともに、学校外の関係機関における研究協議会等にも積極的に参加するなどして、教職員の人権問題、同和問題に関する意識を高め、児童生徒への指導力の向上を目指している。知識の習得だけでなく、人権問題の意識を高めていくことが求められる。	A	○		○	学校教育課
	子どもの人権についての意識啓発	作文の指導を通して、部落差別、障がい者差別、男女差別等の人権問題に対する児童・生徒の意識の高揚を図る。子どもたちの権利に対する市民の意識を高めるとともに、自他の権利を互いに尊重しあう風を醸成し、男女共同参加社会の基盤を形成する。	人権週間に合わせた人権作文の取組や、社会科や道徳等の授業における取組を通して、児童生徒の人権教育、同和教育に対する意識啓発活動を実施して、自他の権利を互いに尊重し合う感覚の醸成を図っている。学校生活全般において人権教育の視点に立った指導をどこでどのように実践していくかの共通理解の図り方を工夫していく。年間計画に位置付けて啓発しているが、児童生徒の意識の差を縮めていくことが課題である。	A	○		○	学校教育課

1-3-②生命と性の尊重の意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて開催したパネル展にて、女性の人権侵害についての意識啓発に努めた。	A	○			協働推進課
健康教育・性に関する指導の推進	健康教育・性に関する指導の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	各小・中学校において、保健学習を中心に関係教科と関連させながら、発達段階に応じて性に関する指導の充実に努めている。養護教諭等の専門性を生かすなど指導法を工夫している。学校医や地域の関係機関等の専門家の支援や協力など、より効果的な指導法を継続して追求していく。	B	○	○	○	学校教育課

2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり

2-1 いきいきと働くための環境づくり

2-1-①経済分野における女性の活動支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
経済分野における女性の活動支援に向けた意識啓発	経済分野における女性の活動支援に向けた意識啓発	起業、経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を情報紙やホームページ等を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促進する。	内閣府や県男女共同参画推進センターの講演会や講座について、男女共同参画コーナーにて随時情報提供を行った。	C	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
女性の再就職支援	女性の再就職支援	女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。	県との協働により、女性向け就職支援セミナー及び個別就職相談を実施した。 ・北本市女性向け就職支援基本セミナー 実施日：平成27年11月19日 参加者：13人(定員20人) ・女性就労支援セミナー 実施日：平成27年12月10日 参加者：6人(定員20人) ・個別就職相談会 実施日：平成27年11月19日 参加者：4人(定員4人) 参加者が定員に満たないことから、PR方法の検討が必要と考える。	B	○			産業観光課
女性の起業支援	女性の起業支援	起業に関する県の支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業を目指す女性を支援する。	商工会の起業相談の中で、女性の起業に対する支援を実施。 対象者に対し、参加者が少ないことから、PR方法の検討が必要と考える。	B	○			産業観光課
	女性の再就職・起業支援	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行う。	内閣府や県男女共同参画推進センターの講演会や講座について、男女共同参画コーナーにて随時情報提供を行った。	C	○			協働推進課

2-1-②職場における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女雇用機会均等法等の周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法、法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフ等を課内に備え、広報・周知を図った。 女性の社会進出のための国や県の政策や制度改正等を、遅れることなく広報・周知していくことが求められる。	B	○	○	○	産業観光課
	パートタイム労働法の啓発	パートタイム労働法を周知、啓発することでパートタイム労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多いため、法の周知を図る。	課内や商工会窓口において啓発パンフレットの配布、ポスターの掲示を行った。また、県との協働で開催した女性向け就職支援セミナーにて、女性の再就職に役立つ知識の醸成を図り、女性の社会進出の意識啓発ができた。 法改正や制度に関する情報の広報・周知を引き続き行うとともに、女性のためのセミナーを継続して行い両立支援の制度理解を深める機会を設ける必要がある。	B	○	○	○	産業観光課
労働講座の充実	北本地区埼玉県労働学院の充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法等の法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	県との共催により、より良い職場環境づくりに役立つ知識を習得する埼玉県労働セミナーを開催した。 実施日：平成27年7月30日 参加者：29人(定員40人) 参加者が定員に満たないことから、PR方法の検討が必要と考える。	B	○	○	○	産業観光課
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配布し、周知及び啓発が図られた。 埼玉県と連携を深め、女性に関する労働相談や情報提供などに取り組む必要がある。セクシュアル・ハラスメントについては相談しにくい話題であることから、相談しやすい環境づくりが課題となる。	B	○			産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

2-1-③多様な働き方のための環境整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
女性の起業支援	女性の再就職・起業支援	(再掲 2-1-1)						協働推進課
	女性の起業支援	(再掲 2-1-1)						産業観光課
女性の再就職支援	女性の再就職支援	(再掲 2-1-1)						産業観光課
無料職業紹介所の充実	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のため引き続き実施し、女性の社会参加を支援した。 求人数:118件、求職件数:122件、就職件数:3件 就職者の増加を図るため、求人登録事業者の拡大により就労機会の増加を図り、市民ニーズに応える必要がある	B	○	○	○	産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人をはじめ、工賃やトラブル、苦情等の相談を実施。求人情報を提供する。	内職に関する求人情報の提供と相談業務を行い、家庭にいながらも社会に参加する女性への支援を行った。 相談件数:121件、求職件数:43件、内職あっせん件数26件 内職を委託する登録事業者の拡大により就労機会の増加を図り、求職者の要望に応じていくことが求められる。	B	○	○	○	産業観光課

2-1-④農業・商工業に従事する女性への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
農業に従事する女性への支援	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	県の要項に基づき、地域において積極的に農業経営に従事し、農業における男女共同参画を推進している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として認定するよう推進した。 また、北本市農政推進会議における農業振興事業の一つとして、女性農業者を対象とした農業先進地への視察研修を開催した。(参加18人) 農業従事者の減少が問題となっている中、女性の担う役割がより高くなる状況にあるが、この研修が女性農業者の活動拡大への一助になったものとする。	B	○		○	産業観光課
商工自営業等に従事する女性への支援	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会の一般事業費に対し助成するなかで、商工会女性部の研修・活動に対し支援を行った。 自立する女性の活動範囲の拡大を図るため、情報収集に努め、引き続き支援していく。	B	○			産業観光課

2-1-⑤仕事と家庭生活の両立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
両立支援制度の周知	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布等を通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行う。	女性向け就職支援セミナーの中で、自己分析のグループワークなどを通し女性のキャリア形成や働き方を考えることにより、仕事と家庭の両立への意識づくりを図った。 北本市女性向け就職支援基本セミナー 実施日:平成27年11月19日 参加者:13人(定員20人) 参加者が定員に満たないことから、PR方法の検討が必要と考える。	B	○			産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
母性保護に関する啓発	母性保護に関する啓発	健やかな子を産み育てるために、就労妊婦の健康管理の必要性について、知識を普及する。	母性健康管理指導事項連絡カードの配布 411人。	C	○			健康づくり課
保育所の整備	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	現在、市内には公立保育所4箇所、認可保育園6園が設置されており、年度当初の待機児童はいない状態である。待機児童は発生していないが、年度当初の各園の充足率が低いことから、民間保育園等からは公立保育所の定員減を求められている。しかし、年度途中において低年齢児の待機児童が発生する状態であり、保育量の需給バランスの調整が困難になっている。また、公立保育所については、施設の老朽化が著しいものが多く、公立保育所の位置付けや役割を明確にしたうえで、統廃合を視野にいれた早期の対応が必要である。	A	○	○	○	こども課
延長保育、乳児保育、一時保育事業	延長保育、乳児保育、一時保育事業	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	延長保育は市内全園で実施している。乳児保育事業については、市立中央保育所を除く9園で実施している。一時保育については、市立東保育所、スマイル保育、Coccoルーム及び埼玉ヤクルト保育園で実施している。勤務形態等の多様化等に伴い、休日保育需要が高まってきているが、対応する保育士の確保できないことから実施が困難となっている。	A	○	○	○	こども課
病児・病後児保育事業	病児、病後児保育事業	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育の実施	市立東保育所において病後児保育事業を実施し、中丸保育園において体調不良児保育事業を実施している。北里大学メディカルセンターへ委託し、病児保育事業を実施している。利用者の増加を図るため、市外在住者の利用を検討する必要がある。また、急な利用にも対応できるよう運用方法の見直しも検討する必要がある。	A	○	○	○	こども課
ステーション保育事業	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	高尾保育園に委託し、駅前保育ステーション事業を実施している。実施保育所は高尾保育園、市立深井保育所及び市立東保育所の3園	A				こども課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	4月より児童館内にファミリーサポートセンター事務室を移行。アドバイザーが市民の仲介をし、協会員と依頼会員との契約により事業を実施。年々、協会員数が減少しているため、協会員をいかに増加させるかが課題となっている。	A	○	○	○	こども課
学童保育事業	学童保育事業	小学校低学年児童のうち、保護者の就労等により常時保育に欠ける児童の健全な育成に資する。	実施箇所12室、利用延べ人数6,167人 利用者の増加に伴う、受け入れ体制の強化が課題である。	A				こども課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

2-2 地域社会における男女共同参画の推進

2-2-1 ①地域社会における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の下部組織においては、女性の活動が見られるものの、単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるような環境づくりを進める。	111自治会のうち3地区で女性の自治会長が就任している。そのうち自治会連合会の理事に1人就任しており連合会の運営に積極的に参画している。総会1回3人、広報委員会6回6人、理事会7回7人、研修会3回6人参加 単位自治会の地域活動においては女性の参加が見られるが、地域の総意選出される自治会長の女性就任は少ない。	B	○			くらし安全課
地域コミュニティ祭りへの支援	地域コミュニティ祭りへの支援	地域が主体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの積極的な活動を支援する。	地域コミュニティ祭りは、それぞれの地域の特色を生かしながら、運営はもとより、作品展の出品にも女性の活躍が目立っている。 8圏域 5・10・1・2・3月開催 合計22,739人参加 今後も男女とも参加しやすいコミュニティ活動を助言・指導していきたい。	A			○	くらし安全課
環境美化運動の実施	環境美化運動の実施	北本市自治会連合会主催による市民参加の地区清掃活動。市民の一人一人が「自らの手で清潔にし、そして汚さない」ことを自覚し、健康で住みよい快適なまちづくりをめざすため、市民の自主的な活動として誰でも参加できる運動を実施する。地域活動やボランティア活動等の地域活動の場での男女共同参画を促進する。	快適な環境づくり運動 実施期間 平成27年5月24日～6月21日 実施地区 101地区 参加人数 1,367人 秋の環境美化運動 実施期間 平成27年9月6日～11月15日 実施地区 101地区 参加人数 1,033人 自治会に入らないアパート等の住民の参加は少ない。	B			○	くらし安全課
自主防災組織の育成	自主防災組織の育成	災害時、自分たちのまちは自分で守るという心構えが必要であり、二次災害の防止や軽減を図るため、地域住民による防災組織の結成と育成を図る。また、防災知識を習得・体得することで、災害時はもちろんのこと、地域住民皆が協力して防災活動を行う必要がある。	災害発生時に住民自らが共助の精神で、地域の安全を守り、防災活動を行う防災組織を各自治会に立ち上げ、地域の防災力の向上を図る。 自主防災組織設立(新規) 0団体 自主防災組織活動(既存) 54団体 自主防災組織の活動の主となる構成メンバーは、各自治会の役員となっており、女性登用の配慮がなされていない地区が見受けられる。	C			○	くらし安全課
消費者活動への支援	消費生活セミナーの開催	セミナーを通じて、消費生活に関する情報を提供することにより、賢い消費者を育成する。	消費生活講座は公民館等で11回開催し、参加者数は315人。 セミナーの中心は消費者被害の多い高齢者だが、若い世代から消費者教育を行う必要がある。	A	○	○	○	市民課
	消費生活相談の実施	巧妙化する悪徳商法、各種契約トラブルに対して、専門の相談員による相談窓口を開設し適正な対応をすることにより、消費者の安全・利益を確保する。	毎週月～金曜日10:00～12:00、13:00～16:00に実施。相談件数は339件。 巧妙化、複雑化する消費生活相談に対応できるよう、消費生活相談員の能力を向上していくことが急務となっている。	A	○	○	○	市民課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
消費者活動への支援	消費生活情報の積極的な提供	消費者問題に関する各種情報を積極的に提供し、消費者問題の啓発に努める。	産業まつり会場に消費者被害防止のための消費生活コーナーを開設。「北本市消費生活相談あれこれ」を広報紙・ホームページに掲載。悪質商法被害防止注意喚起リーフレットを作成し、全戸配布。常に消費者問題の最新情報を収集し、より多くの市民へ情報の周知徹底をしていくことが課題である。	A	○	○	○	市民課
家族で参画できる地域交流事業の開催	感動桜国きたもとウォーク大会の充実	男女問わず子どもから高齢者まで、自らの健康づくりと家族、友人、地域住民との交流を図る。生涯を通じた健康維持を支援するための機会を提供する。	市内の桜・文化遺産を巡り歩くコースを参加者の体力に合わせて2つ設定し、誰でも気軽に参加できるよう配慮した。中高年を中心に幅広い年齢層が運動に親しむ機会を提供することができた。参加者数528人。コース設定の見直しや広報活動の充実を図り、より多くの参加者を募る。	B		○	○	体育課
地域コミュニティ体育祭の開催	地域コミュニティ体育祭の開催	スポーツ・レクリエーションを通じて、地域住民の親睦と健康・体力の維持を図る。体育祭を通して世代間の交流を図り、併せて各世代の女性も参加しやすい地域に根ざした形での実施を支援する。	各地域コミュニティにおいて特色ある種目を企画し、子どもから高齢者まで男女関係なく楽しく参加できるよう工夫をこらして実施している。地域住民の親睦や交流が行われ、地域の繋がりが深まった。参加人数18,836人。参加者が減少しているコミュニティもあるため、内容を一層工夫し、より多くの参加者を集める。	B		○	○	体育課
世代間交流を促進するスポーツ交流事業の充実	ラジオ体操とウォーキングの充実	子どもから高齢者まで、自らの健康体力づくりと世代間交流を図る。生涯を通じた健康維持の支援をする。	スポーツ推進委員が積極的に声をかけ、多くの市民に早朝に運動する機会を提供することができた。延べ参加者数330人。さらにPRを行い、参加者を増やす。内容を充実させて、若い参加者を増やす。	B		○	○	体育課
学校体育施設の開放	学校体育施設の開放	市内の学校体育施設の開放により、市民が運動・スポーツ・レクリエーション等身体活動に親しむ場所を提供することによって、生涯スポーツの振興や健康の維持増進・体力向上を図る。	年間3回の調整会議で、利用施設ごとに話し合いの上、活動日を確保し、スポーツやレクリエーション活動に親しむことができている。利用者数45,898人。一部の利用団体から、市内小学校の体育館の夜間開放を求める声が出ている。	A		○	○	体育課

2-2-2-②市民・事業者・各種団体との協働の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
研修等への講師派遣	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	講師派遣0件 各種団体等研修への講師派遣について、広く周知する必要がある。	D				協働推進課
各種団体への活動支援	ごみ減量等推進市民会議の支援	地域住民が主体となったまちづくりを進めるため、積極的な市民活動を支援する。大きな社会問題となっているごみ問題に対し、自主的かつ積極的に活動している団体であり、活動を通じて得た知識、経験等により地域のリーダーとしての活躍が期待できる。	ごみ減量推進員会議 日時 平成27年7月19日 参加者数 75人 ごみ減量推進市民大会 日時 平成27年9月27日 参加者数 80人 ごみ減量等推進会議の役員や地域のごみ減量推進員において、女性が少ない状況にある。	C		○		くらし安全課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	北本まつり実行委員会に参加団体より推薦を受けた女性委員を起用し、女性の参加を推進した。参加団体の推薦者が、まだ男性が多いことから、今後女性の推薦を促すような試みが必要である。	B	○	○	○	産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
各種団体への活動支援	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	障がい者支援に係る事業所やボランティア団体から活動状況の情報提供等協力を得ている。 各団体との情報の共有、団体間の情報交換や連携が課題である。	C		○		障がい者福祉課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	各地域で自主的に行われている地域介護予防活動(サロン)団体の情報交換会や、サロン担当者のスキルアップを目的に研修会を開催した。 2回開催、59人参加した。 サロン活動継続のための支援と新規のサロン活動の立ち上げが課題である。 サロン運営の担い手不足。	B	○	○	○	高齢介護課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	水路の藻刈りを耕作者や地域の人が行っている。 住民の高齢化や農地の耕作放棄により参加者が減少している。	A	○			下水道課
市民活動団体(市民公益活動団体)への情報提供の充実	市民活動団体(市民公益活動団体)への情報提供の充実	市民との協働のまちづくりを進めるため、市民公益活動団体の活動支援につながる情報提供を行う。	市民公益活動支援コーナーにおいて公益活動に係るパンフレット等を掲示するほか、公益的な活動を実施していれば誰でも利用できる掲示板を北本駅自由通路内に設置し、情報提供の充実を図った。 今後も公益的な活動を支援していきたい。	A	○	○	○	協働推進課
地域の人材の活用と育成	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	庁舎2階の男女共同参画コーナーに、登録団体の打ち合わせスペースを設けた。登録団体の活動の周知に協力した。 登録団体に対し、アンケートを実施。結果を元に、活動支援の具体的な方法を検討する必要がある。	C	○			協働推進課

2-2-③国際的な視野をもった男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
国際理解教育の実施	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間を通して日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の時間を通して、広い視野からの日本及び諸外国の文化・伝統の理解や国際交流に積極的に取り組めるような資質・能力を計画的に育成している。また教職員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施している。 今後さらに伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進を図るための方策を検討していく。	A	○		○	学校教育課
平和を考える集いの実施	平和を考える集いの実施	恒久平和の実現を目指して、市民一人ひとりの平和意識の醸成を図るため、公益団体や各種企業並びに市民団体からも実行委員を選出し、幅広い観点から平和啓発活動を実施する。	実行委員11人(公募3人、公益団体7団体、企業1人)。 北本市平和を考える集いを5日間開催し、参加者数1112人。 平和啓発事業は2団体が実施。 多くの人に平和意識を共有してもらうため、実行委員会を開催し、事業を行っているが、実行委員のなり手の発掘と、若い世代の参加者の拡大が課題となっている。	A	○	○	○	市民課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
国際交流の促進	国際交流ふれあい라운ジの充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交歓事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	学習センターを拠点に、外国人に対して日本語を教えたり、外国語の勉強をしたりしている。平成27年度は創立20周年行事を盛大に行った。スタッフの高齢化が進み、新規の若いスタッフが入ってこない状況で、将来の運営に不安がある。	B		○		生涯学習課

2-3 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

2-3-①男女共同参画の視点に立った防災対策

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
自主防災組織における男女共同参画の推進	自主防災組織における男女共同参画の推進	地域防災組織の結成と育成を図る。また、自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性等、男女共同参画の視点の必要性について啓発に努める。	54団体のうち3団体において女性の会長が就任し、地域の安心安全を目的とした防災活動を図っている。また、自主防災リーダー養成講座等において、女性の参加を呼びかけている。女性の登用が少ない団体が見受けられることから、男女共同参画の必要性について引き続きの啓発が必要である。	C		○		くらし安全課
女性に配慮した災害対応・復興対応の検討	女性に配慮した災害対応・復興対応の検討	災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるため、男女共同参画の視点から検討を行う。	北本市地域防災計画に、災害応急対策計画として、女性や災害時要支援者等に対する配慮を定め災害時の対応を図る。防災減災対策を講じる際には、男女共同参画の視点からの検討を更に進める必要がある。	B		○		くらし安全課

2-3-②男女共同参画の視点に立った防犯対策

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
地域における防犯体制の整備	地域における防犯体制の整備	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援を行うとともに、防犯灯の設置等により犯罪の起こりにくい環境整備を進める。また、犯罪被害者への支援を行う。	自主防犯団体 総数109団体 防犯相談 平均2回 自主防犯団体の組織設立の支援や防犯カメラの運用及び青パトによる防犯パトロールを実施した。 犯罪被害者に対する相談及び犯罪被害者支援センター窓口の紹介、犯罪被害者給付金等の教示等を実施した。 自主防犯組織の把握と新規設立の促進が停滞している。 犯罪被害者支援に関しては活動の周知と更なる広報が必要である。	B		○		くらし安全課
防犯意識の高揚	防犯意識の高揚	警察や防犯協会と連携し、防犯指導や啓発活動を進め、防犯意識の高揚を図る。	振り込め詐欺や街頭犯罪防止キャンペーン等を警察・防犯協会と連携して実施したり、防犯講話を実施した。 年齢層や性別等の犯罪状況を分析し、対象となる市民に対し、効果的な活動をする必要がある。	B		○		くらし安全課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

3-1 生涯を通じた健康づくりへの支援

3-1-①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	マタニティホルダーの活用	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダー配布。411人。	C	○			健康づくり課
啓発資料の作成・配布	女性健診・乳ガン子宮ガン検診疾病予防	ガン罹患率が上昇している中、予防対策・早期発見の手段のために、啓発のためのパンフレットを作成し、配布を行う。	30代までの健康力アップ健診(女性)、各種がん検診の際、北本市の健康指標、健康づくりのためのヒントなどを掲載したチラシ、パンフレットなどを配布。	B		○		健康づくり課
健康教育・性に関する指導の推進	健康教育・性に関する指導の推進	(再掲 1-3-②)						体育課
健康講座等の開催	けやき学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	東部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	西部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	北部生涯学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	はなみずき学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	みずの輪学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	えのき学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課

3-1-②ライフステージにあわせた健康づくり支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
精神保健相談の実施	精神保健講演会 こころの相談	こころの病について、講演会等により広く一般社会の理解を深め、患者・家族等の相談事業により相談支援を行う。	精神科医によるこころの相談 6回実施、利用者9人。 自殺予防普及活動街頭キャンペーン 2回実施。チラシ、カードを2,000枚配布。	B		○	○	健康づくり課
	暮らしとこころの総合相談会	経済、法律、健康の問題等、様々な悩みを抱えた人を対象に、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などがそれぞれの立場を活かした専門相談をワンストップで行う。このことにより、うつ病予防、自殺予防に繋げる。	年2回実施。利用者15組。	C		○	○	健康づくり課
健康診査等の充実	肝炎ウイルス検診	母子感染、性交渉による感染の可能性のあるB・C型肝炎の検査を行い、早期発見、早期治療に寄与する。	医療機関において4か月間実施 受診者580人。	B		○	○	健康づくり課
女性を対象とした健康診査の充実	30代までの健康力アップ健診(女性)	健康診査を受ける機会のない女性(40歳未満)を対象に、自分の体について理解を深め、健康維持や生活習慣病の予防を推進する。	集団健診として、年14日間実施。受診者530人。 健診後、事後相談として講座を2回実施 18人参加。 健診及び講座開催時、保育士を配置し、子育て中の女性が受診しやすいよう配慮した。	B				健康づくり課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
各種ガン検診の充実	各種ガン検診	ガンの早期発見、早期治療のために検診を実施し、ガン死亡の減少を図り、QOLを推進する。	集団検診として胃・肺・大腸ガン・乳・子宮ガンを同時に14日間実施。個別検診を大腸ガン2か月間、乳ガン5か月間、子宮ガン3か月間、前立腺ガン4か月間実施した。延べ受診者10,549人。集団検診時、保育士を配置し、子育て中の女性が受診しやすいよう配慮した。	B		○		健康づくり課
運動教室等の開催	女性のための健康講座	「30代までの健康力アップ健診(女性)事後講座」として実施。女性の健康づくりを推進する。	2回開催、18人参加。	B		○	○	健康づくり課

3-2 子育て支援の充実

3-2-①男女がともに取り組む子育ての促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	パパのためのお風呂の入れ方講習会で父親向け子育てパンフレット60部配布。	B	○		○	健康づくり課
父親教室・母親教室の充実	マタニティセミナー パパのためのお風呂の入れ方講習会	(再掲 1-2-1)						健康づくり課
子育てパンフレットの発行	子育てパンフレットの発行	子育てに関する情報提供	平成26年12月より3年計画で実施している「子育て応援ガイドブック」の配布を継続。継続的なガイドブックの更新が課題。	A	○	○	○	こども課
男性の学校行事等への参画促進	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	保護者に来校を促す授業参観や学校公開日、運動会、体育祭などを土日に開催することで、父母がいずれも同じように出席できるようにし、父親の参画を促進した。また、各学校において「おやじの会」等が組織され、学校行事や学校に関するボランティア活動等を積極的に行っている。父親同士の横のつながりを構築し、参加しやすい環境作りを進める事が求められる。保護者の仕事も多様であり、土日に限らず、年間行事の曜日を工夫し、全部は難しくてもどれかに参加できるよう実態に合わせた工夫の検討が必要がある。	A	○	○	○	学校教育課

3-2-②地域で支える子育て環境の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
育児教室・訪問指導の充実	乳幼児家庭全戸訪問 乳幼児家庭訪問	出産後早期に家庭訪問を行うことで、育児に必要な知識の啓発、育児不安の解消を図り、育児の孤立化を防ぐ。必要に応じ継続的な支援を行う。	乳児家庭全戸訪問を含む乳児訪問 実人数366人、延べ410回訪問。妊婦指導 訪問 4件、面接4件。離乳食講習 24回実施 250人。栄養バランス満点教室 2回実施 11組20人。	B			○	健康づくり課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲 2-1-⑤)						こども課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成	少子化により近所で遊び友達が見つげにくい状況にあり、同年代の子どもと母親の遊びサークルを育成し、心身ともに健やかな成長を支援する。母親同士が子育ての情報交換を行うことにより、育児不安の軽減を図り子育て支援を行う。	地域子育て支援センターと連携し、合同ひろば2回開催。わんぱくまつり1回開催。 育児支援事業の充実に伴い、ニーズは低下しているが、継続的に地域の育児支援への育成が必要である。	A	○	○	○	こども課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	妊婦や0歳から3歳の子とその親が気軽に子どもと遊んだり、親同士の情報交換をしたり、スタッフに子育て相談ができる場を提供し、子育てを支援する。	地域子育て支援センターを5か所(ココひろば、北本市北本駅子育て支援センター、中丸保育園子育て支援センター、北本市子育て支援センター、北本市立児童館)設置している。 利用者からの相談が増加し、ひきつづき機能の充実が課題。	A	○	○	○	こども課
障害児学童保育室事業	障害児学童保育室事業	特別支援学級及び特別支援学校に通学している放課後児童の受け入れ	障害児学童保育室1室 受入対象:小学校1年生から高校3年生。 利用者の増加により、職員募集はしているもののなかなか集まらず、入室待ちの状態が続いている。	A				こども課
こども療育センター事業 (児童発達支援センター事業)	児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業 相談支援事業	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の実施	こども療育センターより児童発達支援センターに移行。 児童発達支援事業延べ1,567人、保育所等訪問支援事業延べ236人、相談支援事業延べ1,007人 地域連携等への配慮が必要。	A	○	○	○	こども課
相談機能の充実	9か月児育児相談 乳幼児育児相談 1歳6か月児育児相談 その他随時相談	親が児の心身の発達を理解し、共に協力して子育てができるように支援する。	9か月児育児相談 24回実施 355人。 乳幼児育児相談 12回実施 331人。 1歳6か月児育児相談 12回実施 45人。 その他随時相談 電話、来所等 475人。	B			○	健康づくり課
	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	養護54件 保健2件 障害38件 育成82件 その他31件 合計207件を対応 家庭児童相談員の勤務体制により、相談の対応が出来ないことがあるため検討が必要。	A				こども課
相談機能の充実	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	各中学校におけるさわやか相談室や、市教育センターにおけるカウンセラーによる相談を実施している。また各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施している。また、スクールソーシャルワーカーを活用して相談を必要とする児童・生徒・保護者に対応している。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)・学校生活アンケート(中学校)を実施した。 相談内容の解決に向け、相談者、学校、相談機関がより一層の連携体制を構築していく必要がある。	A	○		○	学校教育課

3-3 安心して暮らすための体制づくり

3-3-1 ひとり親家庭への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	登録者数(年度末)1,305人 支給延べ人数10,618人	A	○	○	○	こども課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当支給事業	母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	登録者数(年度末)559人 支給延べ人数6,261人	A	○	○	○	こども課
	小・中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、すべての児童生徒が経済的な理由で、教育の機会を失うことのないように、就学援助を行い、ひとり親家庭の保護者が安心して子育てできるように支援している。支給時期について、早期の支給が可能か検討していく。	A	○		○	学校教育課
ひとり親家庭への日常生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支障が生じた家庭に対し、必要な家事等を行わせるためヘルパーを派遣して、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	0件 制度の周知徹底	A				こども課
母子生活支援施設への入所措置	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	相談件数 2件、措置件数 0件 制度の周知徹底	A				こども課
ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	父子家庭の父又は母子家庭の母の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	申請件数2件 制度の周知徹底	A				こども課

3-3-②高齢者と介護への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
高齢者の地域での生活への支援	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症高齢者等が後見人制度を利用するにあたり、その支援をすることにより、要支援者が有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資する。認知症等の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者等で、2親等内の親族がいないか、いても疎遠の関係にある場合等に、市長による後見等開始の申立てを行うとともに、その申立てに要する費用を助成する。また、家庭裁判所が後見人等を選任した後における、後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。ただし、対象者の生活の場が在宅にあっては月額28,000円、施設入所中にあっては月額18,000円を上限とする。	成年後見決定までの個別支援 成年後見市長申立て診断書作成 1人 成年後見市長申立て 1人 高齢化の進展に伴い、認知症等で支援を要する人が増えている。また、成年後見制度に関する相談も増えている。	B		○	○	高齢介護課
	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(2箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	高齢介護課での相談等において地域包括支援センターの周知を図っている。相談件数:11,631件、指定介護予防支援相談:9,424人 6月、民生委員に65歳以上の独居、75歳以上の世帯等の状況把握の協力を得ている。 地域包括支援センターの相談体制の充実が課題である。	B		○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
高齢者の地域での生活への支援	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動を行う。	若返り運動教室：2会場、12回実施、延べ273人参加 運動リーダー養成講座、フォローアップ研修：2会場、延べ22人参加 高齢者学級にて介護予防啓発：9会場、243人参加 運動教室の参加者の増加、リーダー養成と支援の継続、介護予防啓発の継続実施が課題である。介護予防啓発についてはさらに広く啓発を行うことが課題。	B	○	○	○	高齢介護課
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	要介護認定申請時にパンフレットを配布。新たに第1号被保険者となった人に介護保険ミニガイドを配布。	B	○			高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	出前講座等を9会場で実施。193人参加。	B	○			高齢介護課
高齢者の生きがいづくりへの支援	老人クラブの育成事業の実施	老人クラブ会員相互の親睦及び教養と健康の向上を図り、老人福祉の増進を図るため、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付する。	歌謡お笑いショー、文化教養講座、グラウンドゴルフ大会、交通安全教室等を開催し、健康増進及び教養の向上を図った。27年度からさらなる健康増進を図るため、グラウンドゴルフ大会の実施を年2回とした。 連合会加入のクラブが減少した。多くの高齢者が参加できるよう、PRなどを通し会員増強、クラブ設立の促進を図る必要がある。	B	○			福祉課
	高齢者労働能力活用事業の実施	高齢者の生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センターの運営体制の拡充強化と会員の加入促進及び会員資質の向上を図る。	シルバー人材センターとの連絡調整。専務理事、監事を保健福祉部長、高齢介護課長が着任。 会員数及び受託業務の減少、健康増進センターの老朽化が課題。	B	○			高齢介護課
	けやき学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	東部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	西部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	北部生涯学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	はなみずき学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
	みずの輪学級の開催	(再掲 1-2-③)						生涯学習課
男女がともに支える介護への支援	認知症介護教室の開催	要介護者等の家族に介護知識や介護方法の実際についての普及を図る。	認知症介護教室：3回実施、延べ42人参加 認知症サポーター養成講座：3回実施、76人参加 参加者の増加が課題である。	B	○	○		高齢介護課
	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	認知症介護教室や認知症サポーター養成講座にて、介護への男性の参画促進のための啓発を行った。	B	○			高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	介護者の集い：12回開催、延べ46人参加。高齢介護課と地域包括支援センター共催 参加者の増加が課題である。	B	○	○		高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

3-3-③障がい者への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
障がい者の地域での生活への支援	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい者等について、外出のための支援として移動支援事業を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促す。	平成27年度利用状況は延べ319件。利用者の社会参加が促進が図られた。	B			○	障がい者福祉課
	手話通訳者派遣事業の実施	聴覚障がい者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。	北本市社会福祉協議会に事業を委託して実施。平成27年度利用状況は延べ411件。利用者の社会参加の促進が図られた。登録手話通訳者は7人であり、登録手話通訳者の確保が課題である。	B			○	障がい者福祉課
	要約筆記者派遣事業の実施	聴覚障がい者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記者を派遣することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。	社会福祉法人埼玉聴覚障害者協会に事業を委託して実施。平成27年度利用状況は延べ10件。利用者の社会参加が図られた。利用範囲の拡大が課題である。	B			○	障がい者福祉課
	日常生活用具給付事業の実施	重度身体障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、重度身体障がい者の福祉の増進を図る。	平成27年度利用状況は延べ23件。利用者の在宅生活の便宜が図られた。利用範囲の拡大が課題である。	B			○	障がい者福祉課
	訪問入浴サービス事業の実施	身体上の障害により、家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して入浴サービスを行い、心身の健康の増進を図るとともに家庭介護の負担も軽減し、もって在宅福祉の向上を図る。	平成27年度利用状況は延べ33件。利用者の在宅生活の向上と家庭介護の負担軽減が図られた。	B			○	障がい者福祉課
	日中一時支援事業の実施	障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し障がい者等を見守るとともに、障がい者等の家族の就労を支援し、及び障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を与える。	平成27年度利用状況は延べ57件。利用者の社会活動の向上が図られた。	B			○	障がい者福祉課
障がい者の地域での生活への支援	更生訓練費支給事業の実施	障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障がい者更生援護施設等に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	平成27年度利用状況は延べ53件。利用者の社会復帰の促進につながっている。	B			○	障がい者福祉課
相談支援事業の実施	障害者相談支援事業の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。	総合支援法に基づく相談事業所は市外の社会福祉法人2事業所に業務委託している。また、今年度より計画相談支援事業所が市内に1ヶ所開設された。しかし、障がい者の増加により、新規相談を受け付けてもらうことが難しい状態であり、今後は事業所を増やしていくことが求められている。	B			○	障がい者福祉課

4 男女共同参画推進の体制

4-1 政策・意思決定過程における男女共同参画の推進

4-1-①審議会・委員会等への女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	女性の登用状況調査を行い、報告書を作成、各課へ配布。女性の割合の目標値を達成していない審議会等に、女性の割合を高めるよう依頼した。	C	○			協働推進課関係各課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女の偏りのない審議会運営の推進	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を持って審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	4月1日現在、審議会等委員における女性の割合は、30%であった。審議会等委員における女性の割合については、平成27年度までに40%とすることを目標としていたが、達成することはできなかった。	C	○			協働推進課 関係各課

4-1-② 庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
女性の管理職への登用	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	課長級の女性職員：2人(4月1日現在) 女性職員課長試験受験者：1人	C	○			総務課
職員研修の充実	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることのできるよう研修を実施する。	4月7日及び10月2日、新規採用職員を対象に研修を実施。26人出席。平成28年2月18日、職員研修を実施。24人出席。	A	○	○	○	総務課 協働推進課
性別にとらわれない職員配置の推進	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。政策決定部門への女性職員の配置をさらに推進する必要がある。	職員の能力・適性を考慮した配置を推進した。また、職員採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。政策決定部門への女性職員の配置をさらに推進する必要がある。	B	○			総務課 (関係各課)
女性の研修機会の拡大	女性の研修機会の拡大	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	女性キャリアアップ研修を実施し、女性職員にリーダーとしての自覚を促すとともに、女性が特に抱えやすい不安や課題になりやすいスキルについて学び、リーダーとしてのさらなるスキルアップを図った。	A	○			総務課 (関係各課)
女性の研修機会の拡大	職員の能力開発の支援	これまでに男性に比べ研修機会の少なかった女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	自治人材開発センター研修参加者123人中女性59人 北足立北部共同研修会研修参加者27人中女性13人 自主研修参加者 202人中女性152人	A		○	○	総務課 (関係各課)
	職員夏季期間における学校勤務市職員研修	目的：職務に必要な基礎的知識の習得及び職員相互の交流を図ること 内容：用務員実務研修 専用器具を使用した学校清掃研修、用務員のテーマ別意見交換会	小中学校の夏季休業中の2日間で実施。出席者延べ20人(女性14人)で実施。	B		○	○	教育総務課

4-2 計画の総合的な推進体制の充実

4-2-① 庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	10月30日、男女共同参画推進委員会を開催。第四次男女行動計画の進捗状況の評価に関し、意見を聞いた。	A	○			協働推進課
男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備について検討を行う。	庁舎2階に男女共同参画コーナーを設けている。コーナーの認知度、利用者数の増加が課題である。	A	○	○	○	協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
関係機関との連携による苦情処理体制の整備	関係機関との連携による苦情処理体制の整備	苦情処理体制について検討する。	県の苦情処理機関の情報を随時提供した。	C	○			協働推進課

4-2-②計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画審議会の充実	男女共同参画審議会の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	会議を2回開催。第四次男女行動計画の進捗状況を報告し、男女共同参画の施策について意見交換を行った。	A	○			協働推進課
男女共同参画推進施策実施状況の公表	男女共同参画推進施策実施状況の公表	事業の進捗状況を公表する。	第四次男女行動計画進捗状況を取りまとめ、ホームページにて「男女共同参画の推進に関する年次報告書」として公表した。	A	○	○		協働推進課

4-2-③調査研究・情報の収集と提供

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	国や県の研修や報告会などに参加し、情報を収集した。庁舎2階の男女共同参画コーナーやパネル展等で情報提供を行った。	A	○			協働推進課

4-3 国・県・市民・事業者等との協働

4-3-①国・県・市民・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
市民、事業者等への男女共同参画に関する情報提供	市民、事業者等への男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	庁舎2階の男女共同参画コーナーやパネル展等で情報提供を行った。	A	○			協働推進課
国・県との連携	国・県との連携	国・県との連携を深める。	国や県の研修や報告会などに参加し、情報交換を行った。	A	○			協働推進課

5 あらゆる暴力の根絶

5-1 暴力の根絶のための意識啓発

5-1-①意識啓発・広報の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ドメスティック・バイオレンス、デートDVを防止するための啓発	ドメスティック・バイオレンス、デートDVを防止するための啓発	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートDVについて、PTAなどと連携した啓発事業を検討する。	11月12日から25日、全職員の人札に、女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンを貼付。11月24日～12月1日、庁舎ホールにて、デートDVについてのパネル展を開催。12月21日から25日、県主催のパープルリボンタペストリー制作に参加。シンフォニーに、DVに関する記事を掲載。若年層へのデートDVの啓発方法が課題である。	A	○	○		協働推進課
セクシュアルハラスメントを防止するための啓発	セクシュアルハラスメントを防止するための啓発	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間、8月の「人権強調月間」、12月の「人権週間」に合わせるなど、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発方法を検討。	D				協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

5-1-②地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
自治会、市民団体等への啓発	自治会、市民団体等への啓発	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。	各種団体の会議の場を利用する等、啓発方法を検討。	D				協働推進課 関係各課

5-2 相談体制の充実

5-2-①総合相談窓口の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
総合相談窓口の機能充実	相談窓口の充実	被害者が適切な相談を受けることができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図る。	県主催のDV被害者支援のための研修に職員が参加し、相談の充実を図った。教育委員会・こども課など庁内各課と連携して支援を行った。	A	○			協働推進課
総合相談窓口の周知	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。	庁内・公民館に、女性相談のポスターを掲示した。平成27年5月と11月に開催したパネル展にて、女性相談のチラシを配布。庁舎2階の男女共同参画コーナーに、女性相談のチラシ・男性相談のチラシを設置。ホームページと「シンフォニー」に、DVに関する記事も掲載し、早期相談を促した。	A	○	○		協働推進課

5-2-②相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
相談しやすい体制の整備	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。また、女性が相談しやすいよう、おおむね半数を女性の相談員とする。	市民課にて消費生活相談・法律相談・行政相談、協働推進課にて女性相談・人権相談を実施している。消費生活相談は電話での相談にも応じている。女性が相談しやすいよう、女性相談を受ける相談員は女性のみ、人権相談を受ける人権擁護委員は6人中3人を女性としている。多岐にわたっている相談について、相談先も様々なので注意が必要である。	A	○	○	○	市民課 協働推進課
相談員の相談技術向上	相談員の相談技術向上	相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新の情報に基づいた適切な相談を実施する。	県主催のDV被害者支援のための研修に職員が参加し、技術向上に努めた。	A	○			協働推進課

5-3 暴力被害者の保護・支援

5-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。	警察署と連携を図り、対応した。保護施設等への避難1件。緊急一時保護実施要綱を制定。緊急一時保護施設が利用できないため、やむを得ずホテル等の宿泊施設を利用した場合の宿泊費用を補助する。利用者なし。	A	○			協働推進課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。	緊急一時保護が必要な被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図った。平成27年度：1件	B	○			福祉課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	対応件数 4件 相談者の心理状態に十分に配慮する。	A				こども課
DV対策連携会議の充実	DV対策連携会議の充実	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課の連携を図る。	庁内DV対策連携会議の開催。庁内各課と連携を図り、DV被害者に対する支援を円滑に行うことができた。	A	○			協働推進課
被害者等の届出手続きに関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の、市役所での諸手続きが安全かつ迅速に行えるよう窓口へ同行し支援する。	DV被害者が、諸手続きを安全かつ迅速に行えるよう、庁内各課へ同行した。庁内を回ることにリスクがあると思われる被害者は、相談室にて諸手続きが取れるよう、各課と調整をした。	A	○			協働推進課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	協働推進課と連携をとり住民基本台帳法上の支援措置を行っている。支援の延長届、終了届が適切に出されないケースがある。	A	○	○	○	市民課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	手続きに至った件数 0件	A				こども課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	諸手続きの迅速化と適切な情報管理を行うための対応マニュアルを担当課内に備え付け、担当職員の研修を実施した。また関係機関との連携を速やかに行った。それぞれの状況に合わせ、関係各所との慎重かつ適切な連携を継続していく。	B	○		○	学校教育課
子どもに対する支援の充実	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年1回 実務者会議 年4回 個別ケース会議 年13回 実施	A				こども課

5-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、必要に応じて同行支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。	加害者の元から逃げてきたDV被害者が継続して支援が受けられるよう、転入元・転出先の行政間で連携を図った。	A	○			協働推進課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	協働推進課と連携をとり住民基本台帳法上の支援措置を行っている。	A	○	○	○	市民課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図った。	B	○			福祉課
	被害者の自立に関する支援の充実	手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行う。	手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に行っている。	A				こども課
	被害者の自立に関する支援の充実	被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。	取扱情報に細心の注意を払うとともに、関係学校・関係機関と連携し、児童生徒にかかる就学指定事務を円滑に実施した。また、ケースによって、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒及び保護者のケアを行った。それぞれの状況に合わせ、関係各所との慎重かつ適切な連携を継続していく。	B	○		○	学校教育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

資 料

北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意

義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

(7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視점에配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関

する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第 1 4 条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第 1 5 条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第 1 6 条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第 1 7 条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第 1 8 条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第 1 9 条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第 2 0 条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北

本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第 2 1 条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第 2 2 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 2 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
互いに人権を尊重し、責任を担い
性別にとらわれることなく
世代を超えて
多様な生き方を認め合い
家庭 学校 地域 職場で
自分らしく輝き
心豊かにいきいきと
暮らせるまち 北本市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日
北本市

平成 28 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成 29 年（2017）2 月発行

【編集・発行】

北本市企画財政部企画課

〒364-8633 北本市本町 1-111

TEL 048-591-1111

FAX 048-592-5997

E-mail a02200@city.kitamoto.lg.jp